

## 第4回農業災害補償制度検討会 議事録

平成14年3月18日(月)

農林漁業信用基金会議室

保険課長 定刻になりましたので、第4回農業災害補償制度検討会を開会いたします。本日は年度末のお忙しい中を御出席有り難うございます。本日、新山委員は所用により御欠席でございます。また、山田委員は遅れるとのことでございます。それでは座長よりしくお願いします。

座長 それではさっそくですが、議事次第に従いまして進行いたしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。初めに事務局から資料の説明をお願いします。時間の関係もありますので、質疑・意見交換は説明が全部終わりましたからといたします。

保険課長 資料の説明に先立ちまして、お手元の資料の御確認をいただきたいと思っております。本日は資料1から資料3まで、資料として3種類その他に参考資料をお配りしてございます。資料1は「会議次第」、資料2は「家畜共済の課題と対応」、資料3は「検討会スケジュール(案)」で、参考1として「農業災害補償制度の現状」、参考2として「検討の視点」、参考3として「農業構造改革促進のための経営政策(抜粋)」、参考4として「家畜共済の概要」でございます。

本日の検討いただきます資料は、資料2の家畜共済の課題と対応方向でございますが、その前に参考4の家畜共済の概要を説明したいと思います。

参考4の家畜共済の概要の1ページは共済目的の種類でして、これは共済掛金率を算定する場合の単位で12種類に共済目的を分けてございます。この別に共済掛金率を計算することになるものです。1から7までが牛について、8と9は馬について、10から12が豚についてでございます。これでは牛については分かりにくいために、2ページに1ページの1から7までの牛につきまして、どのような関係となっているか整理しております。牛は大きく乳牛と肉牛に分かれまして、これは品種による区分で、乳牛はホルスタインやジャージーで、肉牛は黒毛和種という肉専用種で、品種による乳牛と肉牛に分かれます。それぞれの牛につきまして、胎児の段階、出生後5か月齢まで、5か月齢を超えて13か月齢まで、それ以降というように分けておりますが、乳牛の雌と雄はいずれも出生前と5か月齢までは家畜共済の対象になっていません。乳牛で家畜共済の対象となるのは、5か月の月の末日を経過したもの以降で、乳牛の雌につきましては、ここから13か月齢までを育成乳牛、それ以降を成乳牛としております。乳牛の雄は、乳用種雄牛と肥育牛に分かれます。肉牛は雌雄共通ですが、出生前であっても授精後240日以上を経過した胎児、出生後5か月齢までの子牛は家畜共済の対象となっております。5か月齢を過ぎた肉牛の雌は繁殖雌牛と肥育牛とに分かれ、雄は肉用種雄牛と肥育牛に分かれます。1ページとの関係では、1ページの4と5のその他の肉用牛なり特定肉用牛等のグループになりまして、特定肉用牛等とは胎児と子牛と繁殖雌牛を合わせたもので、その他の肉用牛は繁殖雌牛となりまして、肉牛の胎児と子牛を共済の対象にすると特定肉用牛等になり、共済の対象にしないとその他の肉用牛となります。2ページの備考欄は家畜共済の引受の単位でございます。育成乳牛と成乳牛は該当するものを一括して包括共済で引き受けることとなり、乳牛の種雄牛は1頭1頭の個別の引受となります。乳牛の雄の肥育牛と肉牛の胎児、子牛、繁殖雌牛、肥育牛は一括して肉用牛等として包括で引き受けることとなっております。肉用種雄牛は、個別の引受となります。

3ページは、家畜共済には共済価額、共済金額という概念がございます。共済価額は、包括共済と個別共済ともに実際に飼養している家畜の価額を共済価額と言い、本日の資料において胎児の価額をどうすべきかという議論も出て参ります。共済金額は共済価額に付保割合を掛けたもので、実際に共済事故があった時にこの金額まで補てんされるものです。付保割合は書いてある範囲内で農家が選択できまして、最高8割まで選択することができます。

4ページは、どのような場合に共済金が支払われるかという共済事故が書いてございます。共済事故は大きく分けて二つあり、死亡・廃用事故と、疾病と傷害の病傷事故でございます。肉豚と牛の胎児は、病傷なり廃用事故は対象とならず死亡事故のみが対象となります。と場に持っていってと畜されるものは共済事故とはなりません。それ以外の死亡は基本的に共済事故になります。家畜伝染病予防法が適用されて殺処分になるものは、これについても死亡事故に含まれます。廃用事故は1から7まで書いてある事由によるものが対象となります。

5ページは、事故除外についてで、死廃事故、病傷事故に該当するものであっても、一定の部分については共済の対象から除外し、共済掛金負担の軽減を図る目的として、幾つかの事故除外のメニューがございます。は、火災と伝染病と自然災害については共済金が支払われるが、それ以外の原因による死亡・廃用は対象にしないが、病傷は全て対象とする。は、に

加えて病傷も全て対象外とする。は、廃用事故のうち行方不明のみは対象とし、それ以外の廃用事故は対象外とする。は、に加えて病傷も全て対象外とする。は、病傷のみを対象外にする。は、と同じですが、肉豚についてはそもそも廃用と病傷が対象外となっていますので、それを明記したものです。大きく分けまして5つのタイプの事故除外があるものです。以上が本日の資料2の関係で基礎的な部分を整理したものでございます。

次に資料2の家畜共済の課題と対応方向は、第1回、第2回検討会での御議論を踏まえて、事務方で整理させていただいたものが資料2でございます。資料2は目次のとおり大きく2つの項目がございます。第2回検討会でお示しいたしました検討項目の議論を踏まえましてこの2つに整理したものでございます。

まず一つが、多頭飼養化等に対応した家畜共済の補償の在り方についてですが、この資料では二つの点を問題意識として提示しております。その一つは1ページの(1)ですが、共済掛金が非常に高いという点でございます。特に規模拡大が進むことによって、大規模経営では毎年非常に高い掛金を支払うこととなっているという実態がございます。1ページの右は、乳用牛、肉用牛、豚につきまして、規模拡大が進んでいるというグラフでございます。2ページの右上ですが、実際にどの位の共済掛金を支払っているかという具体的な例示で、一般的にあり得るような200頭規模の乳用牛、500頭規模の肥育牛、5,000頭規模の肉豚の農家がこの位の金額を共済掛金として負担している実態があるというものです。このようになり共済掛金が高いという不満があるというものを問題意識の1点目として考えているものでございます。問題意識の2点目としまして、2ページの(2)ですが、色々な技術の革新等を踏まえれば、一口に畜産農家と言っても、飼養管理技術に優劣の差が出ているのではないかと、従って、共済事故の発生の仕方、あまり事故を出さない農家と頻りに事故を出して共済金を貰う農家との格差が出ているのではないかと、これにより農家間に不公平感が出ているのではないかとということでございます。2ページの右の中程ですが、A組合は、都府県の平均的な農業共済組合を採ったものですが、死廃事故の平均的金額被害率が12年度で13.7%で、この分布を見ますと被害率がゼロという農家もいる反面、30%を超える被害率を出している農家もあり、農家によってかなり被害の出方が区々である。これはこの年度のみではなく、11年度を見ましても同じように高い農家、低い農家のバラツキが見られるという実態があります。このようなことを背景に、農家間で不公平であるという意識があるのではないかと考えております。以上のように共済掛金が高すぎるという点と不公平感があるのではないかとという点との2点を取り上げまして、どのようにすべきかというのが事務方の整理でございます。2ページの(3)ですが、現行制度でも、2点の問題意識に対しては、ある程度対応しております。まず、共済掛金が高いということにつきましては、既に事故除外の制度が導入されており、先程のように5通りのメニューがあります。しかし、2ページの右下に平成12年度の実績を示しておりますが、一口で言いますと、事故除外のメニューがあまり活用されていないのではないかと印象がございます。乳用牛について、事故除外の1号を実施しているのは、資料のとおり引受組合数333に対して32組合のみで、十分に利用されていないのではないかと受け止め方をしております。3ページには、現行の対応策の二つ目として、危険段階別共済掛金率の設定があります。これは不公平感を是正するための一つの手段として考えられているものでございます。この危険段階別共済掛金率は、基本的には、共済掛金率は組合の単位で決められますが、3ページの右上のように組合の中の農家の全てに同じ共済掛金率を適用するのではなくて、組合員の過去の被害率を踏まえて、グルーピングをして、過去に高い被害率を出している農家のグループには高い共済掛金率を、過去の被害率の低い農家のグループには低い共済掛金率となるように分けていく、それによって、各農家に適用される共済掛金率に差を付けるというもので、加重平均をすれば組合としては必要な共済掛金率に一致するという制度でございます。ところが、この実施状況は、3ページの右中程の表のとおり、家畜共済全体で、実際に危険段階別共済掛金率を実施しているところは、実施率で44.2%であり、これも必ずしも危険段階別共済掛金率が十分に使われているとは言えないのではないかと、我々は受け止めています。これが何故かという点については、資料にもあるとおり、使われていない一つの理由としまして、グルーピングする場合に、ある程度の母集団の数、ある程度農家戸数が多くないとグルーピングしてもうまくいかないという実態があります。グループに分けた時に、一番高いグループに該当する農家が1戸しかいないということになりますと、農家がこの共済掛金ではいやであると言って、共済に加入しない、脱退してしまう場合には、それによってグルーピング自体が成り立たなくなることもあるので、ある程度母集団がないとグルーピングができないということがあります。一方、畜産農家の数が減ってきているのが現状でして、3ページの右下にはどの位の農家数が一つの組合に存在するのかを、加入戸数別

に乳用牛、肉用牛、肉豚ごとに示しましたが、肉豚は全体の76.9%は5戸以下ということで、5戸程度ではグルーピングをするにも限度があり、母集団が少ないが為に危険段階別共済掛金率ができないという実態があるのではないかと見ています。本日の検討会でお諮りしたいのはこの2点の問題意識、共済掛金が高いのではないかと、不公平感があるのではないかと、これに対する検討の方向として、4ページ以降に三つの提案をしております。

4ページの(1)ですが、農家の不公平感を是正する意味では、危険段階別共済掛金率を用いるのが一つの有力な解決策であると思っております。これが十分に用いられていないのをもっと用いられるようにできないかということから、この提案は、組合の区域を超えてグルーピングをしてはどうかという点でございます。4ページの右には、現在でも共済掛金率を設定する際に、料率算定地域ごとに共済掛金標準率を算定しております。この料率算定地域は、複数の組合の区域又は都道府県の区域としておまして、かなり広い地域を一つの算定地域として共済掛金標準率を示しまして、実際に農家に適用される共済掛金率は、これを踏まえて組合単位で実際に設定するという決め方をしております。組合の中では1本に決める時には、この標準率に合わせているのが実態で、組合単位で危険段階別共済掛金率を設定する時には、加重平均した数値がこの標準率に一致するようにしています。4ページの図はX、Y、Zの3組合で一つの料率算定地域とした場合のイメージ図ですが、X組合は農家数が少ないために危険段階別共済掛金率を設定したくてもできないということがあるのではないかと。YやZの組合は、母集団はある程度あるかもしれないが、Z組合は標準率より下回っている農家がかかなり多い、その時に危険段階別共済掛金率を設定しようとすると加重平均で標準率に合わせなければならないとなかなか十分な対応が図られない。そこで、組合の区域を超えてグルーピングしてはどうか。これにより母集団も確保され、より農家ごとの被害の出方に応じた共済掛金率を実現するのではないかとという提案でございます。現行制度では組合が危険段階別共済掛金率を設定するか否かを決めていきますので、これを実現するためには、対象となる組合の全てが歩調を揃えて一斉に設定しないとうまくいかないわけですので、この中のY組合が拒否すればXもZの組合も設定したくてもできないこととなりますので、現実にはいずれの組合も反対しないような地域の設定ができるのか、また、定款の変更も必要となりますので、そのような手順をどうしていくのかという技術的な点になりますが、幾つもの詰めるべき点はあると思っております。本日は大きな方向として、組合の区域を超えた危険段階別共済掛金率の設定を行う方向で検討を進めることでどうか。この点を御議論賜ればと思っております。

5ページは、2点目の提案でございます。新たな補償方式として、目的は農家間の不公平感を是正に資するための新しい対応でございます。死廃事故につきまして、5ページ右の図のとおり、死廃事故の発生頭数が増えるごとに、現行制度では共済金額に達するまで死廃頭数に応じて共済金が支払われます。今回の提案は、死廃事故を大きく二つに分けたいと考えておまして、火災、自然災害、伝染病といった経営に重大な損害を及ぼす事故であって、農家が努力しても完全に防げない止むを得ない事故については、従来どおりの補償をしますが、これら以外の死廃事故は、農家の飼養管理の技術の差等により農家によってバラツキがある、このような事故については、共済金額まで全額支払うのではなくて、一定の支払限度を設けてはどうかという提案でございます。5ページの左に書いてあるとおり、事故をあまり出さないような普通の農家は、これまでと同様な補償が与えられるが、事故多発農家には、支払の限度が定められることによって、もう少し事故防止の努力をせねばならないという事故防止のインセンティブが働くような線の引き方ができないか。このような方向を新しく追求してみてもどうかというのが2点目の提案でございます。これについても、死廃事故を二つにきれいに分けられるかどうか、限界事例のようなものをどうするのかといった事故の範囲の問題であるとか、普通の農家には影響がないが、事故多発農家には事故低減のインセンティブとなるような支払限度の線がうまく引けるかどうか、その辺りをもう少し時間を掛けて実務的な観点からも検討を進めていく必要があるのではないかと意識はありますけれども、この点も新しい方向として追求することとしたらどうかを本日御議論賜ればと思っております。ちなみに死廃事故がどのようなものが多いのかと言いますと、火災、自然災害、伝染病により死廃となるものは全体から見ると非常に少ないもので、乳用牛では、最も多いのは乳房炎によるもの、次いで関節炎、心不全という理由によるものが多くなっています。肉用牛では、最も多いのは、急性鼓腸症、胃腸炎という消化器系の病気です。最近では心不全が増えており、生産性の向上を追求していきますと牛もストレスが与えられ心不全になると聞いております。乳用牛、肉用牛を通じて心不全が多くなってきました。

6ページは、3点目の提案でして、事故除外方式について、現行は5つのメニューがあります

が、なかなか用いられていない。自分の経営判断により、より良い補償の形と掛金負担とを自分で選択できる事故除外方式がもっと用いられても良いのではないかと考えています。第1回、第2回検討会でも特定の病気のみを補償対象にして貰えばよいという御発言もありましたが、現在ある事故除外方式のメニューと農家のニーズとが必ずしも一致していないいきらがあるのではなからうか。この辺りをもう少しキメ細かく現場の声に耳を傾けて新しいメニューがあれば、今回の制度改正で追加することを考えても良いのではないかと。現時点で、これを追加したいという具体的なメニューがあるわけではないのですが、新たなメニューの要望を汲み取る努力をしながら、本日も農家委員、団体委員を中心にこういう声があるというものを御議論いただければと思っております。

7ページからは、二つ目の課題で、家畜共済の共済目的の追加等についてでございます。現状は、胎児・子牛は、肉牛は対象となっておりますが、乳牛は対象となっております。しかしながら、最近、酪農経営の国際化が進展しているということもありまして、優良な後継牛を確保するという傾向が強くなっておりまして、後継牛を導入するのではなくて、自家生産をするという姿勢が重要となってきております。ホルスタインの純粋種の雌6か月程度のような牛が後継牛として考えられるわけですが、7ページの右のように平成11年、12年の価格を見ますと上がってきているという傾向があります。優秀な後継牛を確保するために育てるというニーズが強くなってきているのではないかと考えられます。それから、家畜共済では、胎児・子牛という場合は母牛主義を採ってございまして、母親が乳牛か肉牛かによって、その腹の中にある胎児は乳牛か、肉牛かが決まることとなっておりますが、実際にはホルスタインの腹の中にF1という乳牛の卵子に肉牛の精子を掛け合わせて交雑種を造るということがかなり行われていますし、乳牛に肉用種の授精卵移植が行われるという技術がかなり使用されるようになってきています。現行制度では肉牛の胎児・子牛は対象になっておりますが、乳牛は対象になっていないのは、肉牛の胎児・子牛は値段が高く価値が高いが、乳牛の方は妊娠出産させて搾乳できればよいので、生まれてくる子牛は副産物的な意識があり、相対的な価値が低いので補償を求めるニーズが少なかったのですが、現在は乳牛の胎児・子牛といっても、価値の高いものもかなり出てきている実態があります。7ページの右のように同じ子牛価格でもホルスタインの雄に比べれば、F1の雄はかなり価格が高いという実態がございまして、肉用牛の種類別頭数を見ますと、ホルスタインの雄のうちF1の占める割合が5割以上を占めるようになってきており、F1が増えております。授精卵移植も段々と普及してきてるという実態がありまして、このようなことから、乳牛の子牛・胎児を共済の対象に追加して欲しいというニーズが強くなっております。また、肉牛の胎児価額の共済価額の決め方としまして、母牛の価額の2割としておりますが、一方で、母牛の価額が年齢とともに低減していくように設定されております。胎児はそれほど違いはないはずですが、母牛が年をとりますと、胎児の価額が下がってくるというのは農家の実感に合わないという声を聞いてございまして、この際、乳牛の子牛・胎児を追加するのであれば、肉牛の胎児価額の設定方法も見直したらどうかという要望があります。検討の方向として、酪農経営でF1やETの技術が普及してきていて、ホルスタインの腹の胎児・子牛でも付加価値が高く、家畜共済の対象にすべきというニーズもあるという実態がありますし、後継牛の確保がBSEの発生を契機として今後更に重要になるのではないかと。自分の手元でしっかりしたものを育てていくニーズが高まるのではないかと。これを踏まえれば、財政負担や保険技術的なことはありますが、少し前向きに検討してはどうかというのが提案でございます。8ページの表は、繁殖雌牛の年齢が何歳であるかによって評価額を見ますと、年齢が高むにつれて評価額が低下してしております。母牛がこうなりますと胎児の価額も同じように低下していくわけですが、子牛価格を見ますと母牛の年齢とはあまり関係なさそうである。あまりにも高齢の母牛から産まれるものは、あまり育ちが良くないという傾向があるのかもしれませんが、必ず年齢とともに価格が低下していくという関係ではなさそうであります。乳牛の子牛・胎児も家畜共済の対象にすることになれば、ホルスタインの腹には色々なものが入る可能性があり、価格差が非常に大きいことを踏まえて、胎児・子牛の価額をどのようにしたらよいのか。農家はこの牛は必ず妊娠させることは分かっている、ホルスタインの子を産ませるのか、和牛を産ませるのかは、その時の諸事情や相場で何を産ませるのかを決まっていらない状態も珍しくないという声も聞いておりますので、このような現実を踏まえて、うまく制度として仕組めるのかどうか。この辺りを実務者検討会で検討してはどうかというのが問題意識であります。以上が事務方からの説明でございます。

座長 有り難うございました。只今の御説明を踏まえまして御意見・御質問などを自由に発言いただければと思っております。なお、便宜的に資料2の1ページから6ページまでの多頭飼養化等に対応した家畜共済の在り方についてに関し御議論いただきたいと思います。

委員 今日の提案に必ずしも関係しないかもしれないが、死廃率が高い農家とそうでない農家がいるということで、データの例えば家畜共済に入っていない農家と家畜共済に入っている農家の間で、事故率の差に優位なものがあるかどうか。データ的に分かるものがあれば、この機会に教えていただきたい。

保険課長 直接にそれを比較したデータはないと思う。ただし、乳牛の場合は加入率がほとんど100%でございまして、入っていない農家は少ないと思ってもよろしいかと思います。逆に豚は加入率が低いものですから、そこは違いがあるのかもしれませんが、データとしては見当たらないと思います。

委員 今のに関連して、危険段階別共済掛金率に分けていくという方向性を示されたのですが、要するに畜産農家にとっては、家畜共済があることが逆にこうした死廃事故などに対して、家畜共済から補償が得られることによって、特定の農家の場合に経営管理に対する意識が若干なりとも厳しさに欠けるといった傾向がみられる場合もあり得るのでしょうか。その辺が気になったところです。危険段階別共済掛金率に分けていく場合にその根拠としてということで。

保険課長 その点、全く同じ意識を我々も持っているわけございまして、家畜共済があるからということからかどうか、農家による差がかなりあるというのは事実ではなかろうか。地域なり気候条件により死廃事故が多く出る場合と少なく出る場合とが当然にあるのですが、例えば、平成12年はかなり死亡事故が多かったのですが、これは、全国的に暑さのストレスでかなり事故が出たということがありました。そのような中でも、事故の出方の多い少ないというのはかなりあることは事実であると思います。従って、頻繁に事故が出る農家があり、ある程度のところで家畜共済も支払わないということによって、更に事故防止の努力をする余地のある農家があるのではないか。そういう前提で、本日の提案をさせていただいております。内々幾つかの主産県に定性的に聞いた時には、そのような面が否定できないのではないかと、このように対応することによって、事故が全体として減っていく、そういった余地があるのではないかと感触を受けております。この辺りは、むしろ本日御出席の共済団体の委員や農家委員がより正確な認識をお持ちかと思っております。

座長 その辺りどうですか。

委員 家畜共済に加入していない酪農家の場合は、死廃事故を起こしても共済金は受け取れないが、その代わり農家負担は安いのです。病気の時の治療代だけなのです。しかし、先程言われたように、家畜共済に加入して共済金が受け取れるから、家畜共済に加入している農家が安心してやっているということは一切ないと思います。実際、近所で5、6年前に家畜共済を止めた農家が2軒があるのですが、私たちよりもっと多く事故が出ているのです。牛というのは本当にデリケートなもので、いろいろ気を付けて、餌も考えて与えても、死廃がどうしても出てしまうということで、今日の問題は、それを無差別に死廃を認めて、共済金を無差別に貰うという意識はあまりなくて、そうしたら、3年後の見直しで共済掛金率が大幅に上がって自分で自分の首を絞める状態になる。大規模化に伴って、自分たちももちろん努力していますが、先ほど説明のあった5ページの新たな補償方式に少し興味があります。それと、2ページの死廃事故の金額被害率の分布ですが、本当に被害が少ない人がすごく被害が多い人の分まで共済掛金を払っている。極端に言えば、何も共済金を貰わないのにその人の分まで掛金を掛けているということで、危険段階別共済掛金率が導入できれば、不公平感がかなり少なくなると思っている。私が加入している共済組合では、乳牛の方は危険段階別共済掛金率が導入されているが、養豚農家は3軒ほどしかなくて、その中でも1軒は特別大きくて、後の2軒は特別小さくて、死亡事故が大きい養豚農家がすごく多くて、非常に獣医師も困っている状態です。このことから、隣の共済組合と組んで危険段階別共済掛金率が導入できるようになれば、小さい農家がいつも不平不満を言っているのがなくなるのではないかと思っています。

座長 ありがとうございます。

委員 只今の委員のお話を裏付ける意味でも申し上げたいと思います。家畜以外の事業もそうですが、この事業に頼った経営というのは破滅につながるわけですから、皆真剣に取り組んでもらっている。しかしながら、色々な事情によって、比較的周囲の農家よりも被害が連続して出ているという地域あるいは農家に対しては、共済団体として高被害率対策事業もございまして、この事業につきましては、行政、JA、農業改良普及員を協力者としてお願いしまして、家畜の場合であれば、獣医師が指導しながら対応していくことで、順次、地域とか対象農家は変えながら、今も続けている実態もございまして。そういう状態で、この事業も進めておりますし、更に、もう一方では、損害防止事業あるいは牛群検診の事業など色々な現場に適した事業を展開しているの、これらについても御理解をいただきたいと思っております。

座長 委員どうぞ。

委員 地域内には40戸位の養豚農家があるが、その中に先ほど委員が言われたような階層が、母豚数でいうと30頭位から3千頭位までの養豚農家がこの40戸の中にあるが、その中で、30戸位の農家が110頭位から2百頭位の農家である。平均的な規模数とすると2百頭弱位の頭数になる。その中で、事故率の問題ですが、どうしても小さい農家の方が、例えば伝染病が入ったにしても3か月程度で済むのですが、大型の経営になればなるほど、それが6か月であるとか、9か月であるとか、1年であるとかまで病気が引っ張られてしまい、対応が少し遅れた場合でもずっと病気が引っ張られてしまうという状況になっています。私どもの方でも、続けて事故率をみると、2%位の農家もあれば、20%位までいく農家もあるのです。平均的に見ると5%から8%位というのが一般的であります。農家の中で、何時までも、5年経っても事故率の改善ができないような農家が確かにいるのですが、そういう農家に獣医師が色々指導しても、農家自身がそれに対応しようとか、改善しようという気がない農家も、1軒や2軒と数は少ないがいます。そういう農家を助けなければならないのかという疑問も確かにあります。死廃事故の共済金の支払限度の上限がここに書いてあるが、このような制度に移行することによって、共済掛金も下がると思うし、良いと思います。

座長 ありがとうございます。

委員 3ページに危険段階別共済掛金率の実施状況がありますが、お聞きしたいのは、農家数が少なく設定困難という意味が、客観的な農家数という統計的なことを言われているのか、それとも合意が成り立たない意味で言われているのかをお聞きしたい。その話とこの実施率が対象によって、乳用牛から豚まで違っている理由に関係があるのかどうか教えていただきたい。保険課長 実施状況について、なぜ実施できないかということは、合意ができないという面も否定しないが、一番大きいのは3ページの下に加入戸数別の分布をみて、かなり明らかではないかと思うのですが、加入している戸数が少ないところは実施しにくいということが一番大きい理由ではないかとみています。

委員 被害率に応じた掛金率の設定自体は大変合理的なことであると思います。それが設定できるように母集団を拡大するというのは適当であるし、ある意味では必要であると思う、それであれば、示されているようにどれ位の農家数が集まれば危険に応じた掛金率が設定できるかというある程度数字的なものでもって広域化できるのであれば、早くやっていただいた方が良いと思う。

委員 今の危険段階別共済掛金率ですが、これで問題が解決するとは思わない。本当に組合が皆実施してくれるなら良いが、どうもあまり実施しそうな気がするので、これは、共済団体と十分に話していただいて、共済団体があまりのって来ないような場合は、もっとやりやすい方法、前から言っています割増・割引というようなことを考えないといけないのかなと思う。資料にありましたA組合の死廃事故の平均被害率が13.7%とか15.1%とかは保険ではないのですね。そこをなんとか平均被害率をもっと低くなるような方法を考えていかなければならないし、金額被害率で24.1%以上という農家が相当数いる、11年度も結構いますが、こういう人たちというのは、先ほど委員が言われましたように、保険があることによって、優良農家が当然止めて行くべき農家の経営を存続させて、日本の畜産全体の経営を悪くしているということになりかねない。従って、死廃事故の共済金の支払限度の設定も当然賛成ですが、支払限度だけではなくて、やはり各農家の被害を料率にどんどん跳ね返して、当然止めて行く農家を農業共済で引き留めることのないようにする必要があるのではないかと思います。それから、事故除外方式の話ですが、先ほどの例えば一遍に多頭数に被害の出るようなものについてだけ対象にしてそれ以外は除外するという、非常に良い制度であると思ったのですが、この実施率がものすごく低い。農家委員の方に、これがそもそも農家にとって魅力がないことなのか、選択したいけれど組合が定款で定めないので選択できないのか、その辺りのところをお伺いしたいと思います。

座長 農家委員にも団体委員にもお伺いしたいのですが、今日、二つの問題があって、掛金負担が大きいということ、不公平感の是正がありました。それぞれに対応して、事故除外方式と危険段階別共済掛金率がでているわけです。どうもそれが少ない。何故なのかということをお伺いしたいと思います。

委員 私の地域では、牛については危険段階別共済掛金率を実施しているそうですけれど、豚については牛を実施した経過をみてからという準備段階であるそうです。

座長 今日の説明を聞かれてどうですか、やはり魅力がないのですか。

委員 魅力はあると思います。

座長 事故除外方式についてはどうでしょうか。

委員 事故除外方式については、去年、一昨年の春、共済の獣医師からこのような方式を選択すると共済掛金が安くなるという説明を受けましたが、とりあえず、1人も選択する人がいなかった。

委員 ということは、十分安くないということですか。

委員 安くなるが、これから改革の余地はそこら辺にあるのではないかと思います。掛金を少し高く払っても、戻ってくるお金が多かったら良いということです。先ほど言いました5ページにあるように、ここで打ちきらないと死廃事故を起こしたら起こしただけ全部支払われる、当然、それが自分に3年後の料率改定時にすごい額になって跳ね返ってくるのですけれど、支払限度は、もちろん牛を百頭飼っている人、10頭飼っている人の死亡した時の頭数や何か比率で決められるのでしょうか、それを決めない限り、どんどん死廃事故が起こるといえるのでしょうか。そこで、5ページにあるように支払限度を設けることは、掛金も1年か2年後安くなってくる可能性があるし、これ以上超えないようにもっともって酪農家が死なせないように努力するのではないかとこのような気がする。

座長 委員どうですか。

委員 委員と同じようなことで、やはり共済掛金に跳ね返ってきます。3年後の料率改定が怖いから、貰っている時は良いのですが、やはり3年後の料率改定の時に結局は自分で払っていかねばならないから、説明を最初に受けた時に5ページにあるように、車の事故みたいに、出さなかったら補償はそれだけされて、魅力があるのではないかと、努力すれば努力するほど、農家もそういうようになって行くのではないかと思います。

委員 年に1回、デントコーンサイレージの調製とか牧草の調製、年に1回しか勝負できないのです。それに、あまり良い製品でないと1年中引っ張られてしまう。なんというか粗飼料が自分で餌の中で配合飼料は買ってくるものでいいものを吟味すれば良いのですが、粗飼料の場合、1年に1回が勝負で、それが、少し失敗したと思ったら、1年間少し事故が多いかなという、こういう関係ですね。

座長 わかりました。それでは、委員。

委員 今回のところで、私が非常に興味を持っているのは、4ページの組合の区域を超えないと危険段階別共済掛金率の設定ができないところは、区域を超えて設定したらどうかという検討方向、これは、片方では農家の対象を広げて期待に応えていく手法としては、そういうことが、実際に行われることになれば非常に安定的に補償される一助になると思います。例えば、私は牛を飼っていませんので分かりませんが、法人の方々の場合には、以前も申し上げたと思いますが、区域をまたいで農場を持っているという大きな問題がありまして、そういうところの組合の獣医師とそうでない獣医師との関係があるということで、医療に関することは手続上できるが、変な話ですけども、組合の専属の獣医師とそうでない対象外の農家の牛をどのようにして見るかという時には、多少基準が違うのではないかと感じる方の中でもかもしれません。そう考えると、人に例えれば、保険の治療の仕方というのは基準があって、それに合わせてやれば、地域間、地域を超えたそういう整理をできるのではないかと、そうすれば、これは、畜産だけではなく、今後、流動化が進み属人か属地かという話にもなるのだらうと思いますが、大きな地域を超えて仕事をしていく場合にはそういうことも必要になってくるということでは、組合間同士の仕事の仕方というのですか、流動化させていただくことによって非常に広範囲に仕事ができ、農家も安心してできるような点があるように思い、非常に良い方向ではないかと感じています。

座長 三つの提案のうち1番目と2番目については賛同される方が多いような印象を受けておりますが、3点目の事故除外方式のメニューの拡大については、まだ御意見を頂いておりませんが、そこに至る前に、もう少しお伺いできればと思います。委員いかがでしょうか。

委員 基本的なところで色々な疑問がありまして、迷っている点もありますが、支払が多い者を抑制するという手だては、保険制度として当然必要であると思うのですが、いつも被害を出す、そういう損害が予測されるものを対象にしたい保険が成り立つ、保険として成り立たせているのかという疑問が出てくる。理想論を言うつもりはありませんが、やはり、発生は偶然性があるとか、不可抗的であるとか、保険事故の一番本質的な問題にかかわっていると思います。あまり保険保険と原理を言うつもりはありませんが、そもそも、いつも被害を出す人というのは初めから分かっているのかどうか、分かっているなら保険以前の問題としての対応が何か必要ではないのか、それができないから頭打ちにするというのは、それは分からなくはないが、少し他の方策がないものかなという疑問は持っております。現実問題として他に方法がないからたく

さん支払うのは頭打ちするのだというのは、それはそれで分かってはいるのですが、そういうところまで言うつもりはなかったのですが、どうかという話がありましたので。農家の方にもその辺はどう考えているのかを、事故除外のことと関連してありましたように、掛金たくさん払ってもそれだけ共済金余分に入る、だから入るのだという話もありましたが、そういうことで、現実には支えられているのかなと思わざるを得ませんけれど、そういったことも含めまして、もう少し基本的に考えるべき点はないのかなというふうな気持ちは持っております。

座長 支払限度の問題も若干まだ考えなければいけないということになりますか。支払に限度を設けるという第2の提案について、これももう少し良く検討しなければいけないということになりますか。

委員 私は考え方の面と技術的な問題で、もう少し色々詰めるべき点が残っているのではないかと思いますので、実務者検討会でももう少し検討して頂いたらどうかと思っています。

座長 ありがとうございます。委員どうぞ。

委員 危険段階別共済掛金率に分けていても、尚かつ顕著な死傷事故が出ている農家があるというのも事実かと思うのです。そういう人達には支払限度があったとしてもおかしくないのではないかと思います。法律に罰則規定があるのと一緒、同時に一つの法律ができれば悪用はしなくても善意ながらも結果として悪用という人もいるし、紫色か何色が知りませんが、そういうのが出てくるのは自然なのですね。そういうことからすると、ただし、小規模の農家というのは顕著なことが出てくるのかなと思わないでもない。経済的に搾乳するような人はそれは限界までいきます。悪用するわけではないが、結果として、見方によるとあのようなことをして死傷事故をたくさん出して、共済金受け取っているとされる場合があるが、極めて精農な人でもです。それが世の中ではないですか。そういうことをするならば、色々とねたんだりする人が出てきたりすると、組織はうまく回転して行かなくなってあの人独特だというようなことになっていくと、せっかくのこの制度を台無しにしてしまう要素もなきにしもあらずだと私は思います。本来、保険は条件で入ったら保険であるべきで制限するのはおかしいと思わないでもない、しかし、やはり、どのような世界でもそういう人は出てくると思うのです。だから、あってもおかしくない。どれくらいもっていくかということは私の分かる世界ではないですが、専門の人達がみれば、何らかのところ線を引きながらやっても良いのではないかと。母集団を確保するということは保険の原則ですから、1つの村だけでやって、非常に少ない中で先ほど説明聞きましたああいうことで、できるわけがありません。だから、AさんもBさんもCさんも可能な限り同じ様な経済とか自然条件の地域とかいうのが多くあって良いのではないかと、むしろ積極的にやった方が適切な危険段階になってくると思います。是非そうした方が良いと思います。事故除外方式で、現在、メニューが5つありますが、あれ以外にないかと何人かに聞いてみたが、もうないのではというのですが、今日、皆さんの意見を聴いて帰って、そのようなものがあるのか、それならそれもあったほうが良いと思うのです。死傷事故の制限だけではなくて、先ほど乳房炎の話も出てましたが、何か、病傷とかで免責とかいう事項も色々取り入れていくというのも、また、特別ではないですか、そういうものが多いところの農家に限っては、もう病傷、その他のところでもこれとこれを免責だというようなことで除外していく、というようなことがあっても良いのではないかと感じます。

委員 私は基本的には、順調に危険段階別共済掛金率を導入できたところですから、これは思い切ってやるべきことですが、これが一番効果が出てくるのではないかと思います。ただし、これは戸数とか頭数で実現できないところは別として、これはやはり共済団体は思い切ってやるべきです。事故除外もこれは躊躇なく定款を開いて、農家のニーズに応じていけるのかどうかはその後の様子を見れば、実態がわかるわけですから、これは思い切った導入をやるべきであると思います。それによって、まだ、不公平感なり不満があるとすれば、その次に打つ手は考えなければならぬと思います。新たな補償方式については、支払限度という表現については、例えば現場の方では一つの事例を申し上げると、商品販売法、これが共済金額を基準にして引き受けて、支払限度をその後設けるというようなことが良いのか悪いのか、こら辺、十分技術的な観点から検討していただきたい。家畜の事業については色々な要素が絡み合っていますので、実務者検討会で相当慎重にやっていただきたいし、それを期待しているところです。

座長 ありがとうございます。委員どうぞ。

委員 事故除外方式のメニューの拡大に関連致しまして、委員からもありましたように、色々技術的な問題が相当絡むことが多いと思いますので、ここで枠とかいうのを決めるとか決めないじゃなしに、実務者検討会の場合でも検討していただきたいとお願いします。

座長 もちろん後で実務者検討会を開催する予定ですから、相当慎重にやっていただかなければならないのはもちろんであります。

委員 危険段階別共済掛金率については、当県では肉豚の一部を除いて全ての畜種で実施しています。他の委員からもありましたように、それでも共済掛金率の平均の被害率が高いというのはカバーできません。共済価額をいかに設定するかということと、もう一つは当県の場合ですと、連合会の獣医師がだいたい病傷診療の75～80%をカバーしている。通常の診療の他に損害防止事業とか、高被害率対策とか、重要疾病対策とか、あるいは、農家の方々からお金を頂いて管理指導事業というもので手がけて4、5年経ちました。それでも真っ直ぐに向かってくる農家の方々を目を向けないという農家の方と差がありまして、どうしても被害率の差というのは埋まらないのです。やはり先程出ました、共済金の削減方策、十数パーセントという被害率というのは異常でございますので、それを下げるためには共済団体側の当然の共済価額の適正な把握ということはあると思いますが、若干の、必ずこのグラフでみますと平になっていますが、その分を少し減らすとか、それぞれの農家によって飼養頭数も違いますから、例えば、10%で切ったとして、1頭でも10%になる農家もありますし、100頭飼っていれば9頭までは10%にならないということもありますので、その辺についても十分に御勘案頂きながら、こういう方策も進める段階に入っているのではないかと。あくまでも、農家の負担を少なくするためにはこういう方策も必要ではないかと思えます。

座長 ここで休憩にしたいと思います。

(休憩)

座長 それでは再開します。前段の6ページまでの問題について 委員よろしいですか。

委員 団体委員から十分話が出たのですが、私の地域では、家畜共済の加入農家が少なく赤字、事業収支が改善できないということをどうするかという議論で、この2、3年の農家の集まりの中で、5ページの内容と同じような考え方なのですが、地域内の農家全戸が集まって、共済組合と家畜保健衛生所、診療所獣医師が集まって話す中で、もう平均値以上の農家に、もう少し支払を制限して1.5頭か2頭、死廃が減れば、収支もきちっと合う。そういうことも良いかなと真剣な議論が論じられておりましたところでこういう提案があったわけですが、頭数でいくのか、共済金額でいくのかということはあると思いますが、どちらにしても、十分実務者検討会で議論をさせていただいて、どの辺に線を引くかということもあろうかと思いますが、委員からもございました、現場の担当者として、どうしてもこれだけはというのは、本当に事故の少なかった農家が、たまに大きな事故が出てくるのですけれども、その時に一定の線引きのところを超えることがあった時にどうするか。20年間で一度も平均値を超えなかった農家が、20年ぶりに超えたというような時にどうするかという議論を十分していただかないと、不公平感が逆に増すということになるのかもしれない。このような議論を十分していただきたいと思えます。

座長 委員どうですか。三つの提案について何か御意見をいただければと思います。

委員 少し気がついたことを申し上げますと、2番目の死廃事故の共済金に支払限度を設けることについては、いわゆる、墮農抑止という意味では良いことで、是非導入していただきたいと思えますが、これは1番目の被害率に応じた危険段階別共済掛金率の設定とワンセットであろうと思うのです。それから3番目の事故除外方式ともある意味では微妙に関連していると思えます。と言いますのは、先程の頻繁に事故を起こしているところは別として、逆にせつかく大規模経営になってきたところが、多額の共済掛金を支払っていて事故が起きたら貰えない、少額であるというもおかしいわけですから、やはり民間の自動車保険と同じように事故率の高いところは、そこで制裁が加わるというのが一つあって、それから優良なところは事故除外方式でオプションがあるという防衛策みたいなものもあると思えますので、三つが微妙に関連しているのかと思えます。大規模経営のところも、何も火災や自然災害だけではなく、病気で大量に死んでしまうようなこともあるわけですから、そういうバランスをとる意味では三つとも御議論いただきたい。それぞれ関連しているように思ったものですから申し上げました。

座長 有り難うございました。委員よろしいですか。

委員 基本的に今日提案された方向は、私は合理的で良いのではないかと印象を持ちました。それまで、共済が保険として畜産で行う場合に、不可抗力のものを対象に選定するというところで、そこで実際には難しいのかもしれませんが、不可抗力のものと経営努力によって是正できるものとの区分けを、保険事業としてはしていかなければいけない。それがどこまでできるのかという点で、特に共済掛金がかかり経営にとって深刻になっていくような状況の場合には、こういうような方向性をより厳密に追求していく必要があるという印象を持ちました。

座長 有り難うございました。委員どうぞ。

委員 危険段階別共済掛金率は、少なくともここに御出席の共済団体の方は皆実施されておられるとのことなので、これは、役所の方であまり制約しないで、十分細かく実施できるように、低被害農家が不満がなくなる位、また高被害農家が怒って出て行く位、しっかり危険段階別共済掛金率の設定を実施して欲しい。死傷事故の共済金の支払限度の設定は、皆様賛成と言われたとおり私も賛成です。事故除外方式について、なかなかこれ以上メニューが見つからないという話ですけど、これも色々農家のアンケートなどを実施して、このような事故を除外するというものがあれば大いに検討してもらいたい。

座長 有り難うございました。 委員どうぞ。

委員 危険段階別共済掛金率の設定についてですが、私の地域は、わずかな戸数で、母集団のこともございますので、危険段階別共済掛金率の設定や事故除外方式は実施していない。農家はどちらを選択するかと言いますと、オールリスクを選択して、なおかつその中で、過ぎた農家には何らかの限度を設ける方が良いのではないのでしょうか。先程、事故のない農家の突発的な事故に対してということで、線引きをすればと言いましたが、例えば、園芸施設共済の内作の損害が、2年3年と続けば、分割割合で少しペナルティをかけると言うようなことがございます。それから水稲共済でも、肥培管理の責任等については、損害評価員が認めれば、分割評価するわけですが、そういうことも考えて、色々な方式があると思います。

委員 事故除外方式に関してですが、先程説明にあったように、包括共済ということで、肥育牛と特定肉用牛が多種包括共済として、一つの方式の加入になっているわけです。これらの牛につきましても、当然に被害の出方も違いますので、昨年のBSEのからみで個体識別事業によりまして、耳標がそれぞれ付くことになるわけで、個体の識別も容易になることから、肥育牛と特定肉用牛を別々の方式でも包括共済として加入ができるような途をお考えいただきたいと思っています。当然にこれは違う畜舎で飼うというのが大前提になります。

座長 御提案をいただきました。その他の委員よろしいでしょうか。

委員 委員からお話しありましたように、多頭飼育化の問題と少し離れているかと思うのですけれど、それに関連して私の方から、新たなお願いを申し上げたいと思います。肥育牛の価格は、1共済掛金期間内で非常に成育が早いものですから、かなり変動もいたします。現行の仕組みでは個体の評価額と実際の価格とのかい離が非常に大きいわけですが、農家からは補償の充実を図る観点から、その改善を要望する意見が非常に多いわけでありまして、例えば6か月後に再評価を行い期首又は直前の付保割合まで増額できるように、これは組合等の選択制の下で改善していただければ、農家ニーズに応えた補償の充実が図られると思います。それらの確認につきましても、6か月ごとという程度では、事務処理につきましても、共済団体は十分やっていけるという準備はもうできていると思います。こちらの方の検討もよろしく願います。

座長 有り難うございました。今の提案について課長いかがですか。

保険課長 只今、委員と委員から新しい観点からの御提案がありました。その点につきまして、現時点で考えていることとしまして、まず委員提案の肥育牛と特定肉用牛、今は、これらは一括して包括で引き受けることにしておりまして、その理由というのは、非常に単純で、要は1頭の牛がどちらになるのかというのが非常に分かりづらいのではないかとということで一括で引き受けているのが、委員が言われましたように耳標が付けられるようになって、一頭一頭がはっきり分かれば、そのような混乱が起こらないのではないかと。そうすれば、全体を包括する必要はなくなる。それぞれごとに肥育牛なら肥育牛それ以外のものはそれ以外ということで引き受けた方が、農家のニーズにキメ細かく応えられるというのはそのとおりであると思っております。その意味では、これまでではできなかったのが、耳標をきちんと付けるということが定着するとか、うまく機能するというのが分かれば将来の方向としては十分にあり得る話であると思っております。ただし、この耳標については、BSEの関係で昨年末から動き始めたものですから、実際にどこまでどう使えるのかというのをもう少し時間をかけて見てみたい。その上で、はっきりこれが使える、事務的にも問題がないということであれば、十分に改正を考えても良い検討項目ではないかと考えている次第であります。それから委員が提案されました肥育牛価格が、今は1年単位で期首ごとに評価していきまして、これを半年ごとに評価するという点については、これももちろん家畜は生き物ですから日々太ったり、年齢を重ねたりしているわけで、どこで切るかというのは、事務処理の関係で決まるのであろうと思います。肥育牛が太るということであればそれによって価値が増していくのはそのとおりであると思えますし、一方で、酪農家などの搾乳牛や繁殖雌牛などは、年をとれば価値が下がっていくというのも資料で説明したとおりであります。これも今は一年刻みで価値が下がっていて、それを半年刻みにするか、もちろん

日々の変動に完璧に合わせられるのが理想なのかもしれませんが、事務的にどうか、それから、よりキメ細かくマイナスの評価を受ける農家がどのように思うのか、その辺りいささか疑問なしとしない点もございまして、肥育だけそれをやろうというのも難しかろうと思いますので、その辺り他の委員の御意見があれば伺いたいと思っておりますが、どの位のタームで切るのが、農家の意識と事務的な手間との関係で合理的であるのか、その意味では今の一年というのもそれほどおかしくはないのではないかと気はしていますが。

座長 農家委員の実感はどうですか。

委員 BSEとかの特別の場合ならものすごく変化はある。よく家畜市場で産地畜産の値段表とか農業新聞で出るのですけれど、それは変動が結構あるもので、乳牛の親牛みたいに一年に一回決めるような、期首に設定してしまつたらかなり激しく動くと思うのです。委員が言われたことは、かなり動くから、年に2回ですか、事務的にはかなり大変だと思うのです。

座長 委員いかがですか。

委員 現在は1年に1回ですよね。

座長 迷う感じですか。他の委員いかがですか。御意見ありますか。それでは、御提案ということで検討いただくこととしてですね。

委員 実態はですね、和牛についてはかなり肥育期間が長いのは承知していますが、ホルズ牝あたりは26か月位でどんどん出荷してます。これの価格差の変動が、相場は別といたしまして、平均的な価値というのは相当大きな変動になるかと思ひます。

座長 有り難うございました。それでは時間の関係もありますから、事務当局の方で御検討いただくことといたしまして、先に進みたいと思ひます。今までの6ページまでについてはよろしいでしょうか。7ページと8ページの共済目的の追加について、御意見をお伺いしたいと思いますけれども、どなたからでも結構ですがいかがでしょうか。

委員 ホルスタインのことを言ひますが、今この資料にあるように優秀な血液を残すために、受精卵を輸入いたしまして、それは1個、安いのは5万円から高いのは50万円、60万円までで、授精しようがしまいが払う人がいるのですが、そういう特定な牛、子牛240日腹に入ってから5か月までですがそこまで入るのではなくて、ホルスタインの雄のように個別で加入できるようにしないと、ホルスタインの普通の授精の雌なら、さほどニーズはないのではないかと思ひます。ホルスタインの場合、雄が生まれるか雌が生まれるかで全く価値が違う、肥育もそうであると思ひます。雄は10日位で市場で売つてしまふ、あるいは大事な雌が生まれてらざつと飼つて一生飼つてということ、もし事故が起きた場合、雄と雌では掛金は同じでも共済金は違うのが当然ではないか。子牛の包括加入ということではなくて、個別で引き受けてくれるなら結構ニーズはあると思ひます。

座長 他の方がいかがでしょうか。委員どうぞ。

委員 子牛のことについては、現場の技術が非常に先行しているような気がします。ホルスタイン種から全頭F1を求めてどんどん頭数を増やすことは経営上殆ど考えられない中で、何%かは肉牛に回すというスタイルから、最初からそれをねらつて孕ましながら乳を搾つというのは、経営的には今後大切な課題であります。また、値打ちにつきましても、先程言われたように、一頭一頭の申告がはっきりすれば経営に非常に貢献する項目ではないか、ある機械を効率的に広く使うという意味合いも含めると農家にとって効果のある話と思ひます。ホルスタイン種の中で肉牛がどうこう言われますと、非常に難しいということもあるかと思ひますけれども、これは経営を良くするという前提に立てば効果があると思ひます。もう一つ価値については、どういう基準でこうなったのかは分かりませんが、母牛年齢による子牛の価値の低減は実態に合わないのではないかと思ひます。3番目や4番目の子牛でも差がないと思ひますので、この点も見直した方が実態に合った評価ができるのではないかと思ひます。

座長 有り難うございました。他の方はいかがでしょうか。委員どうぞ。

委員 一般論でしかないのですが、乳牛の飼養形態は多種多様です。子牛・胎児を共済目的に追加することは良いことであると思ひます。ETとかを取り入れて酪農経営をやっている人たちは追加して欲しいのであろうと思ひます。当県ではあまりそういう人はいないので、追加するなら農家の選択制が良いという気がします。肉牛の胎児価額は、先程も出ましたように、経産牛についても初任牛程度の評価額にして欲しい。これは皆思つていないのでしょうか。経産牛で5歳、6歳と経つとわずかな金額ではおかしいという気がします。さらに、廃用牛がたくさん出るが、家畜共済で決める廃用牛の残存価額の基準額が実態と大きくかけ離れている。これをもっと実態に合うようにしないと農家の人は違和感を感じる。これを折につけ見直して、畜産農家を励ましていかねばならないと思ひます。死廃家畜の処分も今は大変なこととなっている。そ

れを公式に処分すれば何万円かの金がかかっている。これを家畜共済の対象として補償はできないものかという気がします。

委員 乳牛の子牛共済は、昭和60年改正の時にこの問題が出ているのです。その頃からの宿題と思っているのです。やはり出てくるには何らかのニーズはあるということで受け止めています。結果としてはどうであろうとも、検討課題として、長年の懸案事項として是非御検討いただきたい。

座長 他の委員よろしいでしょうか。

委員 具体的にどれについてというのはないのですが、政策の幅が広がるということは一般論としては良いと思います。ただし、今の話を聞いていると必ずしも皆が皆希望しているということではない問題については、選択の余地を残す方向で検討していただきたい。肥育牛の問題は、スライド制のようなものが導入できれば良いと思って聞いておりましたが、なかなか技術的に処理ができるのかどうか。

座長 有り難うございました。全体を通して御意見いただいても結構です。

委員 事実として申し上げておきますと、最近幾つかの酪農家を訪問した際に、やはりここに書いてあるように、BSEが発生して、自分のところで安心して優秀な後継牛を育成するという意欲のある方がおられましたので、これがすぐ共済に結びつくかというのは別として、そういうニーズが出てきているとすれば、昔とは違う事情であると思いますので、検討に値するのではないかと思います。もう一つ同時に、廃用牛の位置付けがどうなるのかということも関係があるのではないかと思います。今一所懸命農林水産省もやっておられますけれど、マーケットに受け入れられるようなことで廃用牛取引が回復するのか、イギリスのように、廃用牛は食肉市場から排除されることになってしまうのか、そういうことで値段自体も変わってくるでしょうから、それも含めて御検討いただければと思います。

座長 有り難うございました。他の委員いかがでしょうか。

委員 私は、昭和41年改正の時に、病傷給付の加入者負担というのを提案したのですが、猛反対された記憶がございます。あの当時は勤労者の健康保険が10割保険者負担でしたが、その後勤労者の自己負担が1割から2割、来年から3割になるという動きの中で、病傷給付を10割保険者負担として良いのかという気がします。私はわずかなものでも加入者負担を持たせることで、被害率が下がるということになれば、掛金負担の低減に資するのではないかと思います。先程から、死廃事故の話が出ているが、今は死廃事故の方が赤字の原因になっているようですが、病傷にあまり問題が出ていないのは、病傷給付は限度額があるが故に問題があまり起きていないという気がします。農家により被害率が違うというのも、多少加入者負担を付けることでその辺も改善されるのかなという気がします。

座長 これについてどうでしょうか。

委員 今の農家負担の関係ですが、これは保険は保険として現状を受け止めさせていただいて進んでいるわけですが、先程の事故多発を未然に防止するという動きも相当出ています。そういう事業では相当農家負担を求めながら実施しています。というのは色々な検査機器類を搭載しました牛群検診車を使って、農家単位に飼料面から管理面まで含めて全てデータでもって指導しています。これが7万円位掛かるのです。これを3万5千円位負担していただいている。掛金負担以外の面についても損害防止事業ということで農家負担をいただいていることからすると、掛金の方は現状のままでという期待を持っていきたいと思います。病傷の関係も含めて、農家負担は現行のとおりでお願いしたい。

委員 災害補償制度ということで、私たちも今の話のように非常に事故が起こらないように防止するのです。事故が起こらないようにお金もかけているし、病気をしないようにしている。しかし、その費用には共済金が出ないのです。掛金は掛金として掛けて、災害補償制度だから、災害になる前に自分は予防してそれにお金はかけるけれど、災害にならないと共済金がない。事故が起こらないように一所懸命予防して事故を防いでいるのに、何か不満を感じるのです。先ほど委員が言われましたように廃用牛のこともあって、廃用牛も今まで5千円とかで埋めたりできたのに、農家から2万円、3万円とって処分するところがないので、共済掛金を掛けているのだから、死亡するまで飼養していれば共済金が貰える、BSE発生以降、悪気はないがそのような農家も出てくるようになってきている。家畜共済の掛金に対する不満も耳にする。

座長 有り難うございました。では保険課長どうぞ。

保険課長 多くの委員の方々から幾つかの御意見をいただきまして、有り難うございました。何点か現状なり考え方の御説明をさせていただきたいと思います。委員からありました廃用牛の基準価格の問題、これは残存物の有効利用という観点から、ある程度これ位の残存価値

はあるはずということで採っている制度でして、一方で、今はBSEの関係でむしろ持ち出しになっているというのもそのとおりでありまして、BSE関連対策として、農林水産省としても色々な対策を採っていますので、BSEの関係はまずそこで対応する。家畜共済の場合はある程度息の長い制度ですので、今少し様子を見ようかというところで見ているところですが、確かに現場の農家の感覚として問題であるというのは、我々としても認識しているところでございます。その意味で、委員からも委員からも廃牛に金がかかっているのが共済で何とかならないかということも、BSEの関係で特に今出てきている問題という点では共通の面がありまして、まずはBSE対策の中でどこまで対応できるか、その上で、これからもこの状態が続くのであれば、農業災害補償制度として、将来の問題として考えることになるのかとされているわけでございます。なお、委員から掛金は掛金として払っているけれども、事故防止の努力をして、事故が出なければ共済金が出ないということは、事故が少なければ将来の掛金は安くなるという建前です。しかし、地域の中で掛金率は決まるので、個々の農家の努力が必ずしも個々の農家に完全には反映されないという実態もそのとおりですので、そこは今回提案させていただいている危険段階別共済掛金率をもっとうまく使うことで、その人の努力が将来報われるような方向に一步でも近付けるために、危険段階別共済掛金率が使えたら良いと思っています。

座長 有り難うございました。よろしいでしょうか。それでは今日は大変幅広い意見をいただきまして有り難うございました、本日の質疑、意見交換等はこれで終わりにしたいと思います。次回は農作物共済等の課題で話し合いをしたいと思っております。今後の日程について御説明をいただきたいと思っております。

保険課長 お手元にお配りしてあります資料3を御覧いただきたいと思っております。次回の第5回制度検討会は、農作物共済等の課題と対応方向を議論したいということで、日程につきましては各委員の御予定を伺っているところでございますので、後日調整の上、改めて御連絡申し上げます。なお、本日御出席の農家委員の方は次は第6回検討会で、つまり実務者検討会終了後の第6回検討会以降でもう一度家畜共済の問題も含めて整理し御議論いただきたいと思っておりますので、農家委員の方々にも改めて第6回検討会の日程の御相談をいずれ然るべき時期にしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。なお、3月28日に現地視察を千葉県下で予定してございます。参加を予定されている委員には個別に御連絡申し上げますが、3月28日によろしく願いいたします。

座長 次回については、また御連絡いただくということでよろしくお願い申し上げます。本日は有り難うございました。

戻る